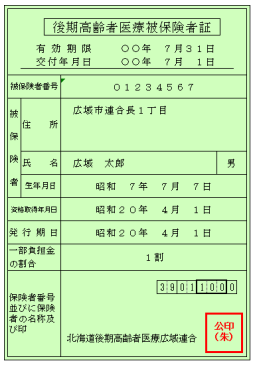
後期高齢者医療制度のお知らせ

～　保険証（被保険者証）の一斉更新について　～

■保険証が新しくなります（水色→黄緑色）

現在、ご使用の水色の保険証の有効期限が令和３年７月３１日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

７月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら黄緑色の保険証をご使用ください。



○新しい保険証の有効期限は、令和４年７月31日です。
○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、今金町保健福祉課保険・医療Ｇまでお申し出ください。

新しい保険証は黄緑色です

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄色→橙色）

現在、ご使用の黄色の減額認定証及び限度証の有効期限が、令和３年７月３１日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、７月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、８月１日からは橙色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、今金町保健福祉課保険・医療Ｇへ申請してください。

※有効期間は１年間です。





◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が０円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証の交付対象…次の３区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない３割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証及び限度証は橙色です

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
【住所】〒060-0062
札幌市中央区南２条西14丁目
国保会館６階
【電話】011-290-5601

今金町保健福祉課保険・医療グループ
【住所】〒049-4308
瀬棚郡今金町字今金17番地の２
総合福祉施設としべつ内
【電話】0137-82-2780

知症初期集中支援チームへ
☎ 82-2780）

災害から身を守るために
戸別受信機を設置してください

■ 戸別受信機の申請方法

戸別受信機を設置するには、役場に申請する必要があります。
世帯主若しくは事業主の方が、役場くらし安心課に申請書を提出することで“その場で”無償貸与を受けることができます。
（※２台目の貸与をなど、条件によっては有償貸与となることもあります。）

▼申請方法
戸別受信機設置申請書に必要事項を記載して、役場くらし安心課に提出してください。
※申請書は役場にあります。
印鑑をご持参のうえご来庁ください。
※身体が不自由、交通手段がないなどの理由により、役場に来ることが困難な方は、ご自宅に伺い設置することもできますので、お気軽にご連絡ください。

■ 戸別受信機の使い方　～ 電波を受信しやすくするポイント ～

▼電波を受信しやすくするポイント

聞こえづらくなった時の参考としてください！

○アンテナは全て伸ばしていますか？
○電化製品から離して設置していますか？
○窓の近くに設置していますか？
※窓の近くに置いても受信しない場合は、別の方角の窓の近くに置いてみてください。

改善しない場合の対応
～ 調査、設置費用は無料です ～

左記のポイントを試しても改善しない場合は、役場くらし安心課にご連絡ください。
後日、委託業者が、ご自宅で受信調査をいたします。必要に応じて「ダイポール（※屋外に設置するアンテナ）」を設置し受信できる状態にいたします。

警戒レベル４の 避難指示 で 必ず避難

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル5緊急安全確保**の発令を待ってはいけません！

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル5緊急安全確保**の発令を待ってはいけません！

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル5緊急安全確保**の発令を待ってはいけません！

警戒レベル		新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5		緊急安全確保※1	災害発生情報（発生を確認したときに発令）
	～～＜警戒レベル４までに必ず避難！＞～～		
4		避難指示※2	•避難指示（緊急） •避難勧告
3		高齢者等避難※3	避難準備・高齢者等避難開始
2		大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1		早期注意情報（気象庁）	早期注意情報（気象庁）

※１　市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令される情報ではありません。
※２　避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
※３　警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

認知症かも？のご相談は認
（地域包括支援センター内